

令和6年度事業計画

鹿島水先区水先人会

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

1. これらの目的を達成するため、会則第4条に掲げる次の事業を実施する。

(1) 会員の品位保持に関する諸施策

水先業務中の主機等トラブルやヒヤリハットの事例報告、安全研修、乗下船安全キャンペーン、曳船船長との安全会議など

(2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務

公認会計士の監査、監事監査、水先業務品質監査（連合会）、関東運輸局立入調査

(3) 水先人の養成・確保に関し必要な事務

・操船シミュレーション、水先業務検証、東北地区（釜石、小名浜）派遣支援、水先関連情報提供など

・水先修業生に対する養成支援（期間：9月1日～1月10日）

(4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会（以下「連合会」という）及び官公署と連絡協議

連合会及び鹿島港関係行政機関（保安署、港湾事務所、検疫所等）との連携協力

(5) 会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策

健康診断（春/秋）、水先法身体検査、水先免許更新講習、海事関係団体（港災協等）との連携協力など

2. 事業の実施スケジュール

4月～5月 定期健康診断

5月 公認会計士期末監査 連合会水先業務品質監査

新人研修（連合会主催） 水先免許更新講習

6月 監事監査、理事会/総会

7月 乗下船安全キャンペーン

8月 水先法身体検査

9月 安全会議

9月～自主的健康診断

9月1日～1月10日 水先修業生に対する養成支援

10月 公認会計士期中監査

水先免許更新講習

3月 理事会/総会